

預金共通規定

改正後	現 行
<p>預金共通規定は、以下の預金（以下これらを「この預金」という。）に共通して適用します。</p> <p>（省 略）</p> <p>3. 取引の制限等</p> <p>（省 略）</p> <p>(5) 前四項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁 関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前四項に基づく取引等の制限を解除します。</p> <p>（省 略）</p> <p>5. 届出事項の変更、通帳（証書）の再発行等</p> <p>(1) 通帳（証書）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に、<u>届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>（省 略）</p> <p>6. 成年後見人等の届け出</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。</u></p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。</p> <p>(4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>(5) 前四項の届け出の前に、<u>届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>	<p>預金共通規定は、以下の預金（以下これらを「この預金」という。）に共通して適用します。</p> <p>（省 略）</p> <p>3. 取引の制限等</p> <p>（省 略）</p> <p>(5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁 関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項に基づく取引等の制限を解除します。</p> <p>（省 略）</p> <p>5. 届出事項の変更、通帳（証書）の再発行等</p> <p>(1) 通帳（証書）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>（省 略）</p> <p>6. 成年後見人等の届け出</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>(5) 前4項の届け出の前に、生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>

7. 印鑑照合、カード認証等

(1) 払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

(省 略)

8. 盗難通帳（証書）による払戻し等

(省 略)

(4) 前二項の規定は、第2項にかかる当行への通知が、通帳（証書）が盗取された日（通帳（証書）が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(以 下 省 略)

7. 印鑑照合、カード認証等

(1) 払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(省 略)

8. 盗難通帳（証書）による払戻し等

(省 略)

(4) 前二項の規定は、第2項にかかる当行への通知が、通帳（証書）が盗取された日（通帳（証書）が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(以 下 省 略)